

議案第4号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年5月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

一般職の職員に係る期末手当の支給割合を引き下げることに伴い、非常勤の一般職の職員に対して本年6月に支給する付加報酬の支給割合を暫定的に引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する付加報酬に関する特例措置）

2 平成21年6月に支給する付加報酬に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。